

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（345）」
2. 日時：平成29年9月12日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、大塚安全審査官、  
穂藤保安規定係長

（地震・津波研究部門）

藤田技術研究調査官、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他8名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 使用済燃料乾式貯蔵建屋について、安全機能の重要度分類に関する審査指針における機能要求及び耐震設計審査指針における重要度分類を整理して提示すること。
  - ブローアウトパネルの開放による影響評価について、気圧差による圧力の影響評価及び設計飛来物の衝突による影響評価を示した上で、竜巻防護施設に対する防護方針等整理して提示すること。
  - 他事業者の敷地において、防護方針として車両の退避を必要とするエリアへの退避命令通知の具体的な連絡方法について提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 蒸気影響評価に関して、配管破損からの蒸気の直接噴射による建屋のコンク

リート部に与える影響について整理して提示すること。

- 前回のヒアリングにおいても蒸気影響評価については、評価目的や前提条件等の根拠を示すことを指摘事項としているが、蒸気影響評価において、原子炉隔離時冷却系蒸気配管を評価対象として抽出した考え方について整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）（抜粋）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） 審査会合コメント回答
- ・ 設置許可基準規則第十二条の要求について
- ・ 東海第二発電所 内部溢水の影響評価について（審査会合コメント回答）